### 通 知 書

知事 東京都多摩建築指導事務所長 市区町村長 <u>殿</u>

(工事発注者)発 注 者 名:
住 所:
(通 知 者)職 •氏 名:

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

/声	所	扂		名										
連絡	担当	当者国	職氏	名										
光	住			所										
76	鄶	話	番	咱	_		_		(内線			)		
	I	事の	) 名	称										
	I	事の	) 場	所	東京都		市区町	村						
エ					工事の	種類と類	見模 (該	当事項	真の口標	ic r	ノ」	を付すか「	· <b>■</b> 」とす	る)
事					□建築物	に係る解体	本工事		用途		階数	、工事対	対象床面積	m²
の	I	事σ	) 概	要	□建築物	に係る新築	愛又は増築の	の工事	用途	、[	階数	、工事対	対象床面積	m²
内					□建築物	に係る新銅	桑工事等でな	あって新 <u>用道</u>		9築の工 _、 <u>階数</u>		該当しないもの <u>、請負代金</u>		i円(税込)
容					□建築物	以外のもの	りに係る解体	本工事又	スは新築コ	事等(		請負代金	万	)注 i円(税込)
	_			#0	年	月	⊟~	白	F F	] E	3			
	I			期	工事着	工予定E	∃:	白	F F	<b>E</b>	3			
受	会	衬		名						現場	易代	理人氏茗		
注	所	在		地	₹									
者	電	話	番	뭐	_		_			FA	X	_	_	

#### ※受付番号:

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例:舗装、築堤、土地改良等)

注 公印省略にあたっては提出先の指示に従うこと。

案内図

住宅地図と同等程度の記載とし、方位、縮尺、道路及び目標となる地物を明記した地図に、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色して明示する。また、できる限り工事現場の隣接地、近隣地等の目標を記入する。

# 説 明書

						年	月	$\Box$
(₹	<b>発注者</b> )							
	u/ <b>L</b> u/	<b>様</b>						
		氏名(法人にあって	は商号又は名称		)			
		(郵便番号	_	)電話番号	_	_		
		住所						
<u> 7</u> :	∌艶⊤車に依え	る 資材の再資源化等	ミに朗する辻	:伊笠 10 冬笠	1 頂の担守!	- FN 🕁	t会建业	丁重の
		通等に係る事項につ	. ,	.,,,,,			冰烂以	⊥ <del>,,</del> ∪)
/ / / /					J. J 0			
				<b>3</b>				
1.	工事の名称							
2.	工事の場所							
0	= 4 .00 .45 .45	エロタルのトナル						
ರ.	說明內谷	添付資料のとおり	)					
4	添付資料(該	     送当する事項の口欄	に、「レ」	を付すか「■	」にすること	- )		
••		₹1~3 のいずれか	_		-	_0 /		
	□別表 1(	(建築物に係る解体	工事)					
	□別表 2(	(建築物に係る新築	工事等(新	· 築•増築•修	繕・模様替)	)		
	□別表3(	(建築物以外のもの	に係る解体	工事又は新築	工事等(土木	大工事等)	)	
	2図面							
	③案内図							
	④工程表							

# 告 知 書

(-	下請負人)	年	月	Н
	様			
-	193			
	氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)			
	(郵便番号 - ) 電話番号			
	住所			
	<u>年</u> 71			
7.	中部工事に反フ次サの再次近ル竿に関すて辻伊笠40 冬笠0項の担中に上げ	÷+ <b>←</b> 7	' <del>+</del> =∩ —	声の
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第3項の規定により、	刈家	建設工	争の
刀.	別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。			
	=7			
	T = 0 D Th			
1.	. 工事の名称			
2.	. 工事の場所			
3.	,告 知 内 容 別添資料のとおり			
4.	,添付資料(該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)			
	①別表(別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)			
	口別表 1 (建築物に係る解体工事)			
	□別表 2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))			
	□別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等	))		
	②図面			
	③案内図			
	④工程表			

# 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面

# (建築物に係る解体工事の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法			
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	□手作業			
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
エ			併用の場合の理由(			
工程ごとの作業内容及び解体	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	□手作業			
2		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
作			併用の場合の理由(			
業   内	③外装材•上部	外装材・上部構造部分の取り壊し	□手作業			
容易	構造部分	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
びが						
解	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し	□手作業			
方法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
	⑤その他	その他の取り壊し	□手作業			
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
2. 角	媒体工事に要する費用	(見積金額)	円(税込)			
*		は、分別解体から運搬車への積込に要する費用で ************************************	ন <b>্</b>			
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。						
3. Ī	3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり					
/1 H:	4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) 円(税込)					
		一世更 <i>ル</i> トトでは、またでは、 とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用				

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
		=====================================

### 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面

#### (建築物に係る新築工事等の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
_	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	□手作業
上 程		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
工程ごと			
) の 作	③上部構造部分•外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業
業		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
容			
及 び	④屋根	屋根の工事	□手作業
解体		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
の作業内容及び解体方法			
法	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	-		
	⑥その他 	その他の工事	□手作業
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用

$\sim$	解体工事	に曲オス弗田	(日桂今姫)
۷.	#141	に要する費用	(見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
		=====================================

# 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法			
	①仮設	仮設工事	□手作業			
		  □有 □無	  □手作業・機械作業の併用			
	2±I	土工事	□手作業			
工程		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
0	③基礎	基礎工事	□手作業			
作		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
内容						
及が	④本体構造	本体構造の工事	□手作業			
解は		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
14   万						
法	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業			
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
	⑥その他	その他の工事	□手作業			
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
	解体工事に要する費用					
	(注)解体工事の場合のみ記載する。					
**	※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。					
3. ₮	. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり					
4. 特	時定建設資材廃棄物の	再資源化等に要する費用(見積金額	)			

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

# 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面(下請契約用)

#### (建築物に係る解体工事の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

該当なし (記載しない)

該当なし (記載しない)

	工程	作業内容	分別解体等の方法			
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	□手作業			
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
エ			併用の場合の理由(			
工程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	□手作業			
الحا		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
作			併用の場合の理由(			
<b>亲</b> 内	③外装材•上部	外装材・上部構造部分の取り壊し	□手作業			
容及	構造部分	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
びい						
体	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し	□手作業			
方法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
	⑤その他	その他の取り壊し	□手作業			
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用			
2. 解体工事に要する費用(見積金額) 円(税)						
*	※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。					
	肝仲上尹にけノ以収見次∪迷愈見は占みないひツとする。					

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

# 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面(下請契約用)

#### (建築物に係る新築工事等の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	□手作業
工程ごと		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
٦٤			
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業
業		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
公容			
の作業内容及び解体方法	④屋根	屋根の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事	□手作業
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用

<u>つ</u>	解体】	一重に	サオフ	5費用	(見積金額)
∠.	ガチバナユ	_世に3	タタる	ノ貝川	(元)似立的人

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし (記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

該当なし

(記載しない)

# 法第 13 条及び省令第7条に基づく書面(下請契約用)

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

#### 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

該当なし (記載しない)

	工程	作業内容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事	□手作業	
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
	② <b>±</b> I	土工事	□手作業	
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事	□手作業	
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業	
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
法	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業	
		□有 □無	□手作業・機械作業の併用	
	⑥その他	その他の工事	□手作業	
	( )	□有 □無	□手作業・機械作業の併用	

⑥その他		その他の工事	□手作業	
(	)	□有 □無	□手作業・機械作業の	O併用
解体工事に要する費	貴用	(見積金額)		円(税込)
)解体工事の場合の	のみ	記載する。		
※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。				
再資源化等をするだ	こめ	の施設の名称及び所在地		該当なし
				(記載しない)
	解体工事に要する費 )解体工事の場合は 解体工事に要する費用 解体工事に伴う仮設費	解体工事に要する費用 )解体工事の場合のみ 解体工事に要する費用とは 解体工事に伴う仮設費及び	( ) 口有 口無 解体工事に要する費用(見積金額) ) 解体工事の場合のみ記載する。 係 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で	四有 口無 口手作業・機械作業の 日手作業・機械作業の 日本

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

# 再 資 源 化 等 報 告 書

( 2	を)ナギノ				年	月	
(Ŧ	発注者)	様					
		188					
	<u>开</u>	名(法人にあっ	ては商号又は名称及び代表者の氏名)				
	_(	(郵便番号	- )電話番号				
	<u>住</u>	所					
_							
			等に関する法律第 18 条第 1 項	<b>∮</b> の規定により、	下記の	とおり	り、
行人	E建設質材廃某物(	の再資源化寺。	が完了したことを報告します。				
			<b>記</b>				
1.	工事の名称						
2.	工事の場所						
3	再資源化等が完 <sup>-</sup>	アレた年月日	年月日				
٥.		0/2-/10					
4.	再資源化等をした	に施設の名称	及び所在地				
	特定建設資材	廃棄物の種	施設の名称		在地		
	類		心設り合か	PI	江北		
	(事ままれない担合	/-+ □    ◊ (					
	(書ききれない場合	は別紙に記載丿					
5.	特定建設資材廃棄	棄物の再資源	化等に要した費用		_万円(	税込∂	み)
6.			「レ」を付すか「■」とする) 				
	口再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)						

□再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地